

松阪市議会議長
山本 芳敬 様

令和4年11月11日

松阪市議会議員 西口 真理

研修報告書

研修会の名称 「議員力研究会」
期日 令和4年10月29日(土) 13時～17時
会場 新明コミュニティセンター(名古屋市)
参加者 東海地区を中心とした市議会議員10人

この研究会は、岐阜県多治見市の職員として総合計画の策定など行政実務(部長職)だけでなく、議会事務局長経験をお持ちの青山崇氏(自治体学会会員、東海自治体学会役員)を常任の講師として迎え、年度に4～5回、名古屋駅周辺で開催されている。東海、近畿から計10人の市議会議員が参加し、毎回、あらかじめ指名のあった3人程度の議員が直近に行った一般質問等を持ち寄り事例発表する。それについて参加者で検証し、講師の青山氏からも意見が出される。自治体議員としての議員力を高めるための研究会。

【内容】

1. 一般質問等事例報告

① 恵那市議会議員 安藤 直実

「『かんぼの宿えな』を恵那市が購入予定。新会社(市内企業が主に出資)へ同額で売却する、と公表していることについて」

昭和37年、恵那市が日本郵政に寄附した土地を、日本郵政が他者へ売却することについての疑義。「かんぼの宿えな」を恵那市が新会社へ売却することに関して、議会としてどのような視点でチェックすればいいのか。

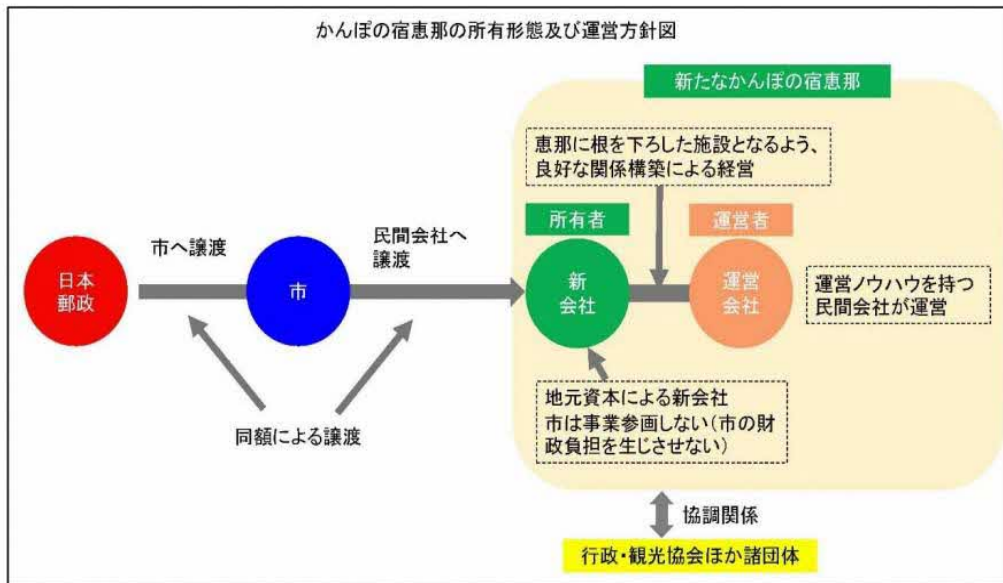
《令和3年度からの経過》

・令和3年9月24日、市が「かんぼの宿えな」を日本郵政と買取協議を進めると議会へ報告があった。

・市は「かんぼの宿活用検討委員会」設置。12月14日、同検討委員会は以下3つについて中間報告(新聞発表)をした。

- ① 市は、取得にあたり財政負担を生じさせないこと
- ② 市は、施設経営・運営に市費を投入しないこと
- ③ 市は当施設のみならず恵那峡、恵那市の振興につながるよう観光協会等と協調し、恵那に根を下ろした宿泊施設となるような経営をすることが望ましい

取得形態及び運営方針を図示すると次のとおりである。



《議論及び意見》

- ・全国的にも珍しいケース。「地元資本による新会社」の位置づけ、実態が不明確。資本、運営資金、報酬は。経営不振になった場合の責任の所在は。
- ・直接民間会社(ホテル)に譲渡する場合に比したメリットは。
- ・市が無償譲渡した土地を有償で買い取る正当性は。
- ・議会、市民が納得できるようしっかり説明すべき。

② 犬山市議会議員 鈴木 伸太郎

「市内に設置予定のメガソーラーについて」

犬山市東部の丘陵地帯に、昭和30年代に整備したパイロットファームがあった。

水利の不便さ等で事業は失敗、耕作放棄地⇒原野となっていた(約100㍏)

利活用について、以前からさまざまな提案がされたが実現せず。

東京・福岡に本社がある外資系事業者がメガソーラー建設で許認可を取得。今秋からの着工予定。(約50㍏)

以前より一般質問で、水質悪化の疑念、自然環境破壊の恐れ、土砂災害のリスクの増大、住民への説明不足、さらには市独自の条例制定の必要性を主張してきたが、市は建設に前向きで納得いく回答は得られず。

愛知県の条例では、3万kw～4万kwの太陽光発電建設には県独自で環境アセス法の適用がされるが、当事業計画はギリギリ3万kw未満なので適用外。事業内容の公表や住民への説明会も義務となっていない。民間の地権者同士の話に行政がどこまで介入できるのか。議会として、市民の不安の声にどう対応できるか。

《議論及び意見》

・メガソーラー建設に関しては、各地で問題になっている。環境アセス法の適用外の計画については、自治体がストップをかけるのは難しい。自治体独自の条例を設けるべき。長野県の太陽光発電規制条例等、参考になる。

・県独自のアセス法も、適用範囲が様々(三重県は20^{ヘクタール}以上の計画はアセスが必要)見直しが必要な時期なのでは。

・市を動かすには、市民からの要望、請願の提出、市の環境審議会等への働きかけなど、世論を動かす必要がある。

・市は、長年の土地問題の課題(広大な荒廃地)が一挙に解決し、税増収も見込まれるので建設に前向き。下流も含めて環境への影響などの危険性を科学的に提示できないか。

③ 岐阜市議会議員 原 菜穂子

「世界平和統一家庭連合(旧統一教会)が関係する事業への岐阜市後援名義の使用承認等と、市長及び市議会議員の当団体との関わりについて」

岐阜県では46人の県議のうち19人が旧統一教会イベント等に参加し、10人が「平和大使」に任命されていた。また県内42市町村のうち川辺町と白川村を除く、40市町村が「ピースロード」を後援していた。岐阜市においても、当団体への関わりとして、令和3年度、4年度における「世界平和統一家庭連合(旧統一教会)」が関係する事業への岐阜市後援名義の使用承認が計3件あり、うち1件に先方依頼で祝電の対応をしている。岐阜市議会議員の当事業への参加、協会との関わり、市長の当協会への訪問、市政報告なども新聞報道されており、上記の岐阜市の状況は、議員や自治体に深く旧統一教会が入り込んでいたと言わざるを得ず、衝撃的だった。全国霊感商法対策弁護士連絡会の弁護士(岐阜市)は、政策に影響を与えた可能性が少なくないという懸念を示しており、今後、政策に与えた影響についても検証していく必要がある。また市後援名義の使用承認に関する要綱も見直しをしていく必要がある。他市の状況はどうか。市議会としてどう対応すべきか。

《議論及び意見》

・旧統一教会との関わりを持った議員、市長は、「統一教会と分からなかった」との弁明をしている(国会議員も同様)が、イベントのチラシを見ると「家庭円満」「平和大使」「世界日報」などの文字があり、怪しさ満載。旧統一教会との関係を疑えないのは、議員、政治家としての資質に問題がある。少なくとも、参加するイベントの主催者については調べるべき。

・若い議員、職員には、統一教会についての認識が薄い者がいる。イベント等への参加、後援については慎重であるべきであるし、旧統一教会と関わりを持つことの危険性、責任を再認識する必要がある。

・議会自ら調査、検証すべき。

2. 意見交換会

「春の統一地方選に向けて」

リーフレットや選挙公報等で、候補者の思いをどう伝えるか、議員版マニフェストをどう作っていくか、内容で重視する点は。全国的に低迷する地方自治体議員選挙の投票率の中、市民に関心を持ってもらうには…等について意見交換。



【所感】

事例発表②に関しては、松阪市でも風力発電所建設計画をめぐって議論の最中であり、また、太陽光発電についても各地で課題を抱えており、大変興味深く議論に参加させていただいた。

環境アセスメント法は「手続き法」であり、それに則って市民や議会が計画をストップさせるのは難しいこと。だからこそ、市独自の条例制定が必要であること。全国でも先進地である自治体の条例、規則の提示があり、今後も研究、勉強を続けて取り組んでいきたい。

事例発表③については、岐阜県内は旧統一教会の支部協会が沢山あり、行政、議会との関わりも多く、連日新聞報道もされているとのこと。国政だけでなく、地方議会にも当協会が深く入り込んでいる実態を聞かせていただいた。「今後は関わりを持たない」で済ませることなく、国や自治体において政策に与えた影響について検証されるべきである。

コロナ禍の影響で、久しぶりに全員揃っての研究会となったが、顔を見ながら他自治体の状況や意見を聞けて、有意義な会であった。

以上